

危険木伐採にかかる費用の補助について

市が管理する道路、河川及び水路において、倒木による被害の発生を未然に防止することを目的として、危険木の伐採及び除去を行う方に対して、その経費の一部を補助します。

○危険木とは

立木で、市が管理する道路、河川又は水路に被害を与えるおそれがあるもの

○補助の対象者

- (1) 危険木を所有し、占有し、又は管理する方
- (2) 危険木の所有者に伐採及び除去の承諾を得た方

○補助金の額

補助金の額は、補助対象事業の経費の2分の1以内

(上限20万円、1,000円未満の端数切り捨て)

※予算で定めた額の範囲内となります。

※1人(その生計同一者を含む)につき1年度内において1回限りとなります。

補助対象事業について

次のいずれにも該当する危険木の伐採又は除去の事業が、補助対象事業として認定されます。

- ア 道路河川に隣接する土地に存するもので、かつ、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある道路河川に被害を与えるおそれがあるもの。
- イ 高度な技術又は高所作業車等の特殊機器が必要であるため、所有者自ら行うことが困難であり、専門業者等でなければ伐採等ができないもの。

補助金の交付を希望される方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
必要書類、手続き等をご案内します。

問い合わせ・申し込み先

〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字下和野 100 番地

陸前高田市 建設部建設課

TEL : 0192-54-2111 (内線 445) FAX : 0192-54-3888

Email : kensetu@city.rikuzentakata.iwate.jp